

[事案 30-311] 入院給付金支払請求

・令和元年 7 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

アルコール依存症により入院し、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

アルコール依存症により入院したため、平成 19 年 8 月に契約した生活習慣病保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 過去に給付金が支払われたアルコール依存症による入院と変わらない。
- (2) 外出は断酒会に参加するためのものであり、医師からも定期的に通うようにと言われていた。
- (3) 初診時に、医師から入院が必要と診断された。
- (4) 入院前に、別の病院に通院していたが、改善しなかった。

<保険会社の主張>

申立人には、アルコール依存症の重症患者に見られる離脱症状はなく、外出も頻繁であり、行われている治療は入院の必要性がなく自宅からの通院でも可能であったことから、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の治療状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、約款上の「入院」（常に医師の管理下において治療に専念することが必要であったもの）と認められることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。